

# 「第1回アジア国立公園会議」 ロゴマーク使用規程

環境省自然環境局国立公園課

## 1 趣旨

この規程は、「第1回アジア国立公園会議」（以下「会議」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものである。

## 2 管理事務

ロゴマークの権利は「環境省及び国際自然保護連合（IUCN）」（以下「会議主催者」という。）が保有し管理を行う。

## 3 禁止事項

ロゴマークを使用する者は、別紙「ロゴマークの使用に関する禁止事項」に定める事項に抵触してはならない。

## 4 使用手続等

（1）次の場合には、ロゴマークの使用に関する手続きを要しない。

- ア．会議主催者が使用する場合。
- イ．会議の広報又は報道を目的に使用する場合。

（2）4（1）以外の場合で、ロゴマークを使用する者は、以下のとおりとする。

ア．ロゴマークを無償で配布、その他何らかの対価を伴わないで使用する場合

使用の10日前（土日祝日を除く）までに環境省自然環境局国立公園課長（以下「国立公園課長」という）あてにロゴマーク使用届出書（別紙書式1）を提出しなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

届け出た内容を変更する場合には、変更の10日前（土日祝日を除く）までに国立公園課長あてにロゴマーク使用変更届出書（別紙書式2）を提出しなければならない。

イ．ロゴマークを有償で配布、その他何らかの対価を伴って使用する場合

使用の15日前（土日祝日を除く）までに国立公園課長あてにロゴマーク使用承認申請書（別紙書式3）を提出し、承認を受けなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

承認された内容を変更する場合には、変更の15日前（土日祝日を除く）までに国立公園課長あてにロゴマーク使用変更承認申請書（別紙書式4）を提出し、承認を受けなければならない。

#### 5 ログマークを使用する者の責務等

ログマークを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、会議主催者はログマークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

#### 6 ログマークの使用改善の要求

ログマークを使用する者が、別紙「ログマークの使用に関する禁止事項」に定める事項に抵触している場合には、会議主催者は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。なお、会議主催者はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

#### 7 ログマークの使用承認の取消し

ログマークを使用する者が、6に定めるログマークの使用改善の要求に従わない場合には、会議主催者は当該使用者に対する使用承認を取り消すことができる。なお、会議主催者はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

#### 8 その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

#### 附則

本規程は、平成25年8月8日より施行する。

## 別紙

### ロゴマークの使用に関する禁止事項

ロゴマークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- ( 1 ) 別添「第 1 回アジア国立公園会議ロゴマークの使用に関するガイドライン」に反する使用の場合。
- ( 2 ) 会議の目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- ( 3 ) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- ( 4 ) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- ( 5 ) 使用者がロゴマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益等を受けるおそれがある場合。
- ( 6 ) 募金活動と結びつけて使用する場合。
- ( 7 ) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- ( 8 ) 届出書や申請書に虚偽の情報を含む場合。
- ( 9 ) 使用者が実体の無い団体の場合。
- ( 10 ) その他、本規程の定めに適合しない場合。